

芦総人第357-2号  
令和2年6月3日

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会  
委員長 山口麻子様

芦屋市長 伊藤



### 2020春闘要求書について（回答）

2020年3月5日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり回答する。

#### 記

##### 1 賃金に関すること

- ① 基本賃金を、正規職員と同等で、1年に4号級上げること。
- ② 職の見直しを行い、同一賃金とすること。
- ③ 早急に、会計年度任用職員事務職（1級職員）とされた保育士、学童保育指導員、10年以上同職種に従事している臨時的任用職員を会計年度任用職員専門職（2級職員）へ移行すること。
- ④ 会計年度任用職員1級職員から2級職員への移行制度を作ること。

回答；会計年度任用職員の給与及び報酬については、地方公務員法で定められた給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準に基づき、近隣の地方公共団体や民間における同種の給与及び報酬の水準を考慮しており、各職種に応じて制度設計を行っている。

なお、会計年度任用職員の職務の級1級から2級への移行については、実施の是非も含めて引き続き労使で協議する。

##### 2 雇用の確保に関すること

- ① 本人の意思がある限り、継続雇用を保障すること。
- ② 正規職員の職場確保、及び事務・事業の縮小や廃止、業務委託等を理由に解雇を行うことなく、同等以上の雇用条件で雇用確保すること。
- ③ 会計年度任用職員の更新手続きを改悪しないこと。

回答：会計年度任用職員については、1年以内の任期を定めて任用するものであり、継続雇用を保障することはできない。

- 3 看護休暇を正規職員と同日数、有給で保障すること。
- 4 臨時職員の療養休暇を正規職員と同日数有給で認めること。
- 5 すべての休暇を、正規職員と同様に保障すること。

回答：現行どおりとする。なお、休暇制度については、臨時の任用職員と非常勤嘱託職員で異なる部分があったが、令和2年4月の会計年度任用職員制度への移行に当たっては、原則、これまでの非常勤嘱託職員の休暇制度を適用することとし、改善を図ったところである。

## 6 労使関係に関する事

- ① 団体交渉は誠実に行い、雇用不安、労働条件の改善等、実態に真摯に耳を傾け労使合意に至るまで努力すること。
- ② 労働条件に関する一切の諸事項については、すべて労働組合と協議、労使合意のうえ実施すること。

回答：今後も労働条件に関わる課題については、誠意を持って労使協議を行う。

以上